



令和7年度

四條畷市不育症治療費助成事業のご案内

不育症とは

妊娠しても、流産を繰り返したり、死産になってしまったりすることを不育症とよんでいます。一般的には2回連続した流産・死産があれば不育症と診断されます。

不育症患者の数は、妊娠経験者の約4.2%(厚生労働省発表値)とされています。ただし、不育症の人も、適切な治療を行うことで出産することができます。

どんな治療があるのか

検査で見つかったリスク因子に対して治療を行います。内科疾患やホルモン分泌異常が見つかった場合には、その治療を行います。凝固因子異常や抗リン脂質抗体症候群では、抗血栓療法(アスピリン内服やヘパリン注射)を行う場合もあります。リスク因子が不明な場合には、積極的な治療をしない経過観察やカウンセリング等を行います。

検査や治療等については、十分に担当の医師にご相談し、納得のいく検査や治療を受けることが大事です。

四條畷市不育症治療費助成事業

四條畷市では、安心して子どもを生み、育てることができるよう、不育症の治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るために、医療機関において実施される保険適用外の不育症治療費の一部助成を行っています。

● 対象となる人

- 国内の医療機関で、不育症の治療が必要であると医師に診断され、不育症の原因を特定するための検査又は治療を開始した日からその妊娠に関する出産、流産または死産に伴い治療が終了していること。
- 検査又は治療開始日から婚姻関係(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む)にある夫婦であること。
- 検査又は治療開始日から申請日まで、夫婦ともに四條畷市に住民登録があること。
- 申請する不育症の検査又は治療費について、他の地方公共団体から同様の助成を受けていないこと。

● 対象となる治療

令和7年度4月1日以降の受診分が対象です。

<検査>

- 不育症の原因を特定するための検査は、大阪府不育症検査費用助成事業にて助成を受け、助成上限をはみ出した自己負担分
- 治療効果や副作用を確認する治療途中に行う検査

<治療>

不育症を診断した医療機関及び当該医療機関より紹介された機関で実施した治療を対象とします。ただし、次に当てはまるものは助成の対象としません。

- 医療保険各法の規定に基づく保険給付が適用される不育症治療に係る費用
- 入院時の差額ベッド代、食事療養費、文書料等の直接治療に関係のない費用
- 妊婦健康診査の助成を受けた検査の費用
- 処方箋によらない医薬品等の費用
- 他の地方公共団体で助成を受けていた期間の不育症治療に係る費用

● 助成額

1回の妊娠に係る検査から治療終了までに要した保険適用外となる費用30万円を上限として、利用回数の制限はございません。

ただし、不育症の原因を特定する検査の費用については、大阪府不育症検査費用助成事業にて検査費用の7割に相当する額(千円未満切捨て)で、上限6万円が助成されるため、それを差し引いた自己負担額を助成します。

申請に必要な書類

No.	必要書類名	備考
1	四條畷市不育症治療費助成事業申請書(様式第1号)	申請者は、ご夫婦のどちらかです。 申請者と振込先名義人は同一にしてください。
2	四條畷市不育症治療費助成事業受診等証明書(様式第2号)	医療機関にて作成してもらう書類です。 作成に係る文書料は助成の対象となりません。
3	事実婚関係に関する申立書(様式第3号)	事実婚の場合のみ
4	実施医療機関が発行する領収書、診療明細書及び調剤明細書(原本)	必ず、原本の提出をお願いします。
5	両人の戸籍謄本	事実婚の場合のみ 3か月以内に発行されたもの

郵送申請について

申請は郵送も可能です。必要書類をご用意いただき、申請期日内に到着するようにお願いいたします。

差出人のお名前をご記入の上、料金不足にご注意ください。

※申請日は、消印日になります。差出・配達記録が残る簡易書留や特定記録郵便等のご利用をお勧めします。

大阪府不育症検査費用助成事業

大阪府では、令和3年度より、研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に、検査に要する費用の一部を助成する「不育症検査費用助成事業」を実施しています。

● 助成額

1回の対象検査に係る検査費用の7割に相当する額(千円未満切捨て)で、上限6万円

※診察料、入院室料(差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等の検査に直接関係ない費用は対象外です。

● 対象検査・申請方法

対象となる検査や申請方法については、大阪府のホームページよりご確認ください。



大阪府ホームページ

● 相談事業について

大阪府では「おおさか性と健康の相談センターcaran-coron(カランコロン)」を開設し、不妊・不育等に関する電話相談、面接相談、カウンセリング等の支援を実施しています。

電話:06-6910-1310 メール:caran-coron@dawn-ogef.jp

【開室日】火～金/13:30～18:00、18:45～21:00 土・日/9:30～13:00、13:45～18:00

【休室日】毎週月曜日 祝日(土日除く)、年末年始

お問い合わせ先

四條畷市立 保健センター

072(877)1231 午前8時45分～午後5時15分 ※平日のみ

〒575-0052 四條畷市中野三丁目5番28号